

2016年版_JPA 国会請願署名および募金の取組み方について

署名捺印時の留意点や各団体事務局にて回収・送付いただく際のお願い等を事務局に寄せられる問合せを中心にまとめました。当資料をご参照の上、ご対応くださいますようお願いいたします。

2016年9月 JPA事務局

1 署名捺印の留意点について

- ・ 署名は本人の自筆でお願いします（自筆の場合は印鑑の捺印は不要）。
- ・ 未成年の方も署名できます（国内在住なら年齢、国籍は問わない）。
- ・ 手が不自由など、やむをえない場合は代筆も可能です。ただし、同居家族以外は原則として認められませんので、遠くの親戚や友人には、大変でも署名用紙を郵送して、ご本人の自筆署名をもらってください。
- ・ 住所は都道府県名から番地まで省略せずご記入をお願いします。
- ・ ご家族一緒の住所の場合でも、「〃」「々」「同」は無効になります。一人ずつ住所から記入をお願いします。この場合も、自筆を原則とします。
- ・ 署名用紙が足りない時は、事務局にたくさん在庫枚数がありますのでご請求ください。未記入用紙をコピーして使うことも可能です。その場合は、必ず「両面」をコピーしてください。片面だけでは無効になります。

2 配布及び回収(募金)について

- ・ 署名用紙の配布は、疾病別全国組織と各県難病連を通じて行います。
- ・ 各県難病連に加盟している疾病別県組織は、県難病連の取り組みに沿って、署名および募金の取り組みおよび集約をお願いします。
- ・ 地域の実情に応じ、各県難病連とご相談いただきながら各組織の構成員一人ひとりの手元に渡りやすい方法で配布をお願いします。

3 締切日について 2017年2月末を第1次締切とします。

- ・ 請願を行う日は、2017年5月29日（第13回総会の翌日）ですが、準備のため、〆切以降の追加分は、なるべく4月末日までにJPA事務局へお送りください。少量であれば当日持参していただいても構いません。

4 募金の送金期限と送金先について

年度末の関係から、**2017年2月末までに一度締めてご送金ください**。それ以降に集まった募金も、なるべく3月末日までにご送金を願います。JPAへの送金額は、募金総額の50%とさせていただきます。残りの50%は、各団体が街頭署名行動や署名用紙の配布経費、国会請願行動(5月)への参加交通費など国会請願のために使う費用です。

- ・ **送金先**…郵便振替にて、備考欄へ「募金総額」と「送付金額(50%)」を記入し、下記へご送金下さい。

口座記号番号：00100-1-371955
加入者名：社) 日本難病・疾病団体協議会

5 署名用紙のまとめ方（綴じ方）について

各加盟団体に集まった署名は、下記の要領でとりまとめて、締切までに、JPA事務局にお送りください。

①署名部分および募金欄を切り離してください。



②都道府県別にわけてください。

県が複数にまたがる場合は、もっとも多い都道府県で集約してください。



③署名 2,000 人分を一束に、パンチ穴をあけ、紐で綴じてください。2,000 筆未満の場合も、同様に県別にパンチ穴をあけ、綴じてください。



④綴じる時は、表紙「請願人」に署名、捺印（三文判可）のあるものを一番「上」にして束ねて下さい。



請願人は、紹介議員とともに国会の広報やホームページに掲載されます。筆名や住所が読みづらかったりすると紹介できないこととなりますので、請願人欄には、なるべく難病連や疾病団体の役員などが署名を行って印鑑を押してくださいますようお願いいたします。



⑤表紙「紹介議員」は、空欄で結構です。

紹介議員がいる場合は、別集約となるので必ず事務局へご連絡ください。

- ・ 疾病別団体が取りまとめる場合は、都道府県別にわけられた束ごとの署名数を添えてお送りください。
- ・ コピーによる署名用紙は、両面コピーされているか確認してください。
- ・ 同一筆跡のものや原本でないもの（コピー等）があれば削除願います。

6 紹介議員（国会議員）のお願いについて

来年の2月頃になりましたら、県難病連を中心に、紹介議員をお願いして下さい。

- ・ 請願書の採択には全会派の賛同が必要です。紹介議員は、政府閣僚や、厚生労働委員長はなれませんが、それ以外の議員は誰でも可能です。厚生労働委員や各党難病議連はもちろん、他の委員会所属の議員にもお願いして、多くの議員の紹介で提出できるようにお願いします。

7 来年の国会請願行動日について

- ・ 2017年5月29日（月）（前日はJPA第13回総会）を予定しています。いまから予定に入れておいてくださいますようお願いいたします。

みんなの力で総合的対策をめざす署名募金をたくさん集めましょう！